

令和6年度 龍姫湖利用協議会 次第

日時：令和7年3月25日(火) 10:30～

場所：安芸太田町役場本館2階 第3会議室

1. 開 会

2. 協議会会長（町長）挨拶

3. 議事

(1) 令和6年度事業報告及び決算報告 資料1 資料2

(2) 令和7年度事業について 資料3 資料4

4. その他

5. 挨拶（温井ダム管理所長）

6. 閉 会

〈配布資料〉

出席者名簿

龍姫湖利用協議会規約

資料1 令和6年度事業報告について

資料2 ウォーターアクティビティ推進事業収支決算書

資料3 令和7年度事業について

資料4 令和7年度 湖面周辺利用運用ルール

参考資料1 わがまち❤️スポーツ事業活動報告（写真）

参考資料2 2025年水位低下放流

【令和6年度 龍姫湖利用協議会出席者名簿】

役職	団体等	役職	氏名	備考
会長	安芸太田町	町長	橋本 博明	
副会長	(一社) 地域商社あきおおた	事業本部長	寶珠 真一	
委員	国土交通省中国地方整備局 温井ダム管理所	所長	藤原 寛	監事
委員	広島県山県警察署	署長	小田 豊	
委員	広島市安佐北消防署	署長	小田 富成	欠席
委員	太田川上流漁協組合	組合長	岡田 重男	欠席
委員	温井ネットワーク協議会	会長	佐々木 克己	
委員	温井自治会	自治会長	栗栖 誠	
	広島県山県警察署 地域交通課	課長	中植 正紀	
	広島県山県警察署 警備課	課長	渡辺 隆明	
事務局	安芸太田町	参事	宇田 康弘	
	安芸太田町 産業観光課	課長	菅田 裕二	
	安芸太田町 産業観光課	課長補佐	江川 一康	
	安芸太田町 産業観光課	係長	阿部 明	
	安芸太田町 産業観光課	主査	岩見 圭子	
	安芸太田町産業観光課	主任主事	大前 龍太	

令和 6 年度事業報告について

1. 社会実験について

(1) 概要

安芸太田町では、龍姫湖周辺の環境を活かした地域活性化を図るため、令和 4 年度から民間事業者が参画する社会実験を実施している。

龍姫湖の恵まれた自然環境の保全を図るとともに、安全・安全な湖面周辺の利活用の推進、及び万が一事故が発生した場合には迅速かつ的確な対応を行うための地域連携の深化を目的として、令和 4 年度に龍姫湖利用協議会を設立した。龍姫湖利用協議会は、社会実験において、安全・安心に湖面周辺を利用するためのルール策定や参画を希望する民間事業者の審議の場となっている。

(2) 令和 6 年度の実施内容

①実施期間

令和 6 年 4 月 1 日（月）～令和 7 年 3 月 31 日（月）

※12 月末までを受入実施期間としていたが、12 月は予約がなかった。

②実施事業者

Lake Ryuki Water Complex（令和 5 年度社会実験対象団体下記 4 団体で立ち上げた団体）
（株）IRMANO、（一社）地域商社あきおおた、らびっど kayak スクール、温井ダムリゾート

③実施内容

●ウォーターアクティビティ

- ・ウェイクサーフィン、スタンドアップパドルボート（以下 SUP）、カヤック
- ・修学旅行（カヤック、SUP）

【月別受入実績（人）】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	R5 参考	R5 比較
ウェイクサーフィン	5	18	23	47	45	35	15	25	0	213	195	109.2%
SUP（一般）	0	10	9	19	13	42	35	4	0	132	57	231.6%
カヤック（一般）	0	16	6	0	22	59	11	31	0	145	55	263.6%
SUP（教育旅行）	16	21	42	0	0	0	0	0	0	79	136	120.6%
カヤック（教育旅行）	32	34	19	0	0	0	0	0	0	85		
合計	53	99	99	66	80	136	61	60	0	654	443	147.6%

【売上（円）】

	合計	R5 参考	R5 比較
ウェイクサーフィン	4,021,800	4,875,000	82.5%
SUP（一般）	917,000	363,000	252.6%
カヤック（一般）	794,000	259,000	306.6%
SUP（教育旅行）	235,200	830,885	85.0%
カヤック（教育旅行）	471,240		
合計	6,439,240	6,327,885	101.8%

●飲食及び物販

公募により6事業者を選定し、温井ダムの4月～5月の水位低下放流、及び夏休みの放流時に出店希望について照会した。

2事業者から計3日の出店希望があったが、天候や事業者都合により結果的に出店はなかった。

●情報発信

- ・令和5年度の事業で立ち上げたホームページ (<https://lakeryuki-wc.com/>) の更新・修正
- ・リーフレットの更新 (5,000部印刷)
- ・プロモーションビデオ (PV) 制作

●受入環境整備事業

- ・受付センターの整備
- ・仮設トイレの購入
- ・AEDの購入

●イベント開催

- ・7月にウェイクサーフィン大会の開催と合わせたイベントの開催、およびイベントチラシの制作

開催日時：令和6年7月27日(土)～7月28日(日)

実施内容：ウェイクサーフィン大会

SUP、カヤック体験会

YOGA

ウェイクボードの体験会(近隣施設)

飲食・物販・展示ブース出展

- ・龍姫湖まつり共催イベントの開催

開催日時：令和6年10月20日(日)

実施内容：ウェイクサーフィン(デモンストレーションおよびボート試乗)

SUP、カヤック体験会

龍姫湖まつりの会場にアクティビティのPRブース出展(広島修道大の学生と連携)

●体験料の補助

- ・上記イベント開催時、および11月に加計高校生を対象に体験料の補助を実施した。

●イベント用備品の購入

- ・表彰台(ウォーターアクティビティの大会用)
- ・フラッグ取り付け用の備品(ポール・スパイク)
- ・ポリタンク

(4) 予算について

【収入】

単位：(円)

区分	金額	備考
町補助金	6,500,000	広島県わがまち♥スポーツ補助金を活用 (1/2)
合計	6,500,000	

【支出】

単位：(円)

区分	金額	備考
受入環境整備	5,597,600	受付拠点整備プレハブ、仮設トイレ購入設置 ライフライン関係工事等
企画運営	602,400	イベント一部支援等
情報発信関連	300,000	HP 維持管理、リーフレット更新等
合計	6,500,000	

※令和6年度は社会実験対象団体である「Lake Ryuki Water Complex」へ交付した。

3. 総括

(1) 評価点 (成果)

- ・スタッフおよびインストラクター、体験者含めルールを遵守して湖面を利用することができた。
- ・全てのアクティビティで体験者が増加した。中でも、SUP、カヤックは前年比 200%を超える伸びとなった。
- ・受付センターの整備により、ウォーターアクティビティの拠点として認識されるようになった。
- ・受付拠点としての機能だけでなく、体験前の待機時間等も天候に左右されることなく快適に過ごせるようになった。
- ・今までは着替えるスペースがなく、車内や温井ダムリゾート横の公衆トイレ等で着替えをしていたが、施設内で着替えができるようになった。体験後にはシャワーも利用でき、利用者の満足度向上に繋がっている。
- ・道の駅来夢とごうちや広島バスセンター、県内大学や企業等へチラシや割引案内の配架を行った。
- ・ウェイクサーフィン大会の開催により、参加者に龍姫湖がウェイクサーフィンにとって最高のゲレンデだということを実感してもらえた。
- ・体験会では、短時間で安価なプランを設定することでアクティビティの楽しさを伝え、次回に繋がる取組みとなった。
- ・イベントの開催により、県内外のウォーターアクティビティ事業者に加え、趣味や興味でウォーターアクティビティを楽しんでいる個人に対しても認知を広めることができた。
- ・認知度の向上により、メディアの取材依頼が増加した。
- ・安全な湖面利用のため、インストラクターに対して「普通救命」及び「普通救命実技」の講習を行った。

(2) 課題

①プロモーション不足・認知度不足

- ・各事業者が所有している SNS 等による情報発信が中心となり、令和5年度に整備したホームページや SNS の更新がイベント時のみとなってしまった。今後は、Lake Ryuki Water Complex の SNS 担当を

決め、更新頻度を高め、認知度向上に努める。

- ・龍姫湖におけるアクティビティの認知度調査を実施することで、ターゲット設定や課題の抽出を行い、誘客施策に活用する。

②受入環境整備

- ・受付センター（旧テニスコート）までの動線が分かりづらいという利用者がいるため、国道から誘導する看板等を設置する。
- ・旧テニスコートには、「SUP」「カヤック」と「ウェイクサーフィン」で受付場所が異なるため、初めての来場者にも分かるような標示等を設置する。
- ・団体の受入には、テントの活用と合わせ、周辺施設との連携等も検討する。
- ・インストラクターのスキル向上のため、定期的な講習会の開催等によりスキルの伝承を図り、継続的な受入態勢を整える。

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

【収入の部】

単位:円

年月日	収入区分	内訳	決算額	備考
R6.4.1	繰越金	現年度繰越金	5	利息
合計			5	

【支出の部】

単位:円

年月日	支出区分	相手先	決算額	備考
合計			0	

【決算額】

単位:円


収入の部	支出の部	決算額
5	0	5

【会計監査報告】

諸帳簿について監査したところ、間違いの無いことを報告いたします

令和7年 3月21日

監事

藤原 寛 

令和 7 年度事業について（案）

1. 湖面利用について

平成 25 年に本町と温井ダム管理所で「龍姫湖湖面利用に関する暫定運用」の協定を締結し、協定の範囲内で教育旅行を中心に湖面利用の受入れを開始し、その後、国の有識者懇談会から更なるインフラツーリズムの拡大に向けた提言が提出されたことを受け、本町においても令和 4 年度より利用者ニーズの把握や営業収支等の調査を行うための社会実験を実施してきた。

また、令和 5 年度からは本町の戦略的重点プログラムの中に「わがまちスポーツ推進事業」を位置付け、龍姫湖面を活用したウォーターアクティビティの推進に取り組むなど、地域の資源である龍姫湖を活用したスポーツ推進により、「健康のまち」、「観光のまち」として安芸太田ブランドを浸透させ、交流人口の拡大を図っている。

温井ダム（龍姫湖）における水辺空間及び周辺地域における賑わいの創出を図り、今後、温井ダムの来訪者に温井エリアのみならず、安芸太田町全域への周遊観光を訴求し、交流人口の拡大につなげていくため、龍姫湖利用協議会で地域の合意をいただき、中国地方整備局長宛に「都市・地域再生等利用区域の指定等」の要望書を提出し、令和 7 年 3 月 18 日付で、指定及び本町を占用主体と定めると通知があった。また、この通知を受け、中国地方整備局長宛に「河川占用許可申請書」を提出し、令和 7 年 3 月 24 日付で許可書が発行された。

令和 7 年度からは、町が占用主体となり、施設使用者と使用契約を締結し、更なる誘客や本町における観光消費額の増加、また認知度の向上に向けて取り組む。

2. 令和 7 年度の事業計画

(1) 令和 7 年度の施設使用者について

令和 6 年度は、「ウォーターアクティビティ推進事業補助金」を社会実験事業者として選定した Lake Ryuki Water Complex に交付した。安芸太田町では、Lake Ryuki Water Complex がこれまでの社会実験を通じて課題認識や課題解決のための改善案を示していることから、補助金の最終年度である令和 7 年度においても、Lake Ryuki Water Complex に交付する予定としている。

そのため、令和 7 年度については、事業者公募を実施せず、Lake Ryuki Water Complex を施設契約者として使用契約を締結する。

事業者名	代表者	体験内容
Lake Ryuki Water Complex 構成事業者：(株) IRMANO (一社) 地域商社あきおおた	福田 真弓	ウェイクサーフィン スタンドアップパドルボード（以下 SUP） カヤック&カヌー

(2) 令和 7 年度の実施内容

①実施期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）～令和 8 年 3 月 31 日（火）

②実施内容

- ウォーターアクティビティ
 - ・ウェイクサーフィン、スタンドアップパドルボード（以下 SUP）、カヤック
 - ・修学旅行（カヤック、SUP）

- 情報発信
 - ・令和5年度の事業で立ち上げたホームページ（<https://lakeryuki-wc.com/>）の更新・修正
 - ・SNSでの情報発信
 - ・リーフレットの更新（5,000部印刷）

- 受入環境整備
 - ・案内看板の設置
 - ・備品の購入・修繕

- イベント開催
 - ・ウェイクサーフィン大会等のイベント開催
 - ・体験料の一部補助

- 認知度調査
 - ・広島県在住者を対象にした認知度調査を実施

(3) 予算について

【収入】

単位：(円)

区分	金額	備考
町補助金	5,000,000	広島県わがまち❤️スポーツ補助金を活用（1/2）
合計	5,000,000	

【支出】

単位：(円)

区分	金額	備考
受入環境整備	3,500,000	案内看板の設置 備品の購入・修繕
イベント企画	700,000	イベントの開催 体験料の一部補助
認知度調査	500,000	アンケート調査の実施
情報発信関連	300,000	HP維持管理 リーフレット更新等
合計	5,000,000	

3.令和7年度のスケジュール（予定）

- ・ ウェイクサーフィン大会を絡めたイベント

7月26日（土）～27日（日）

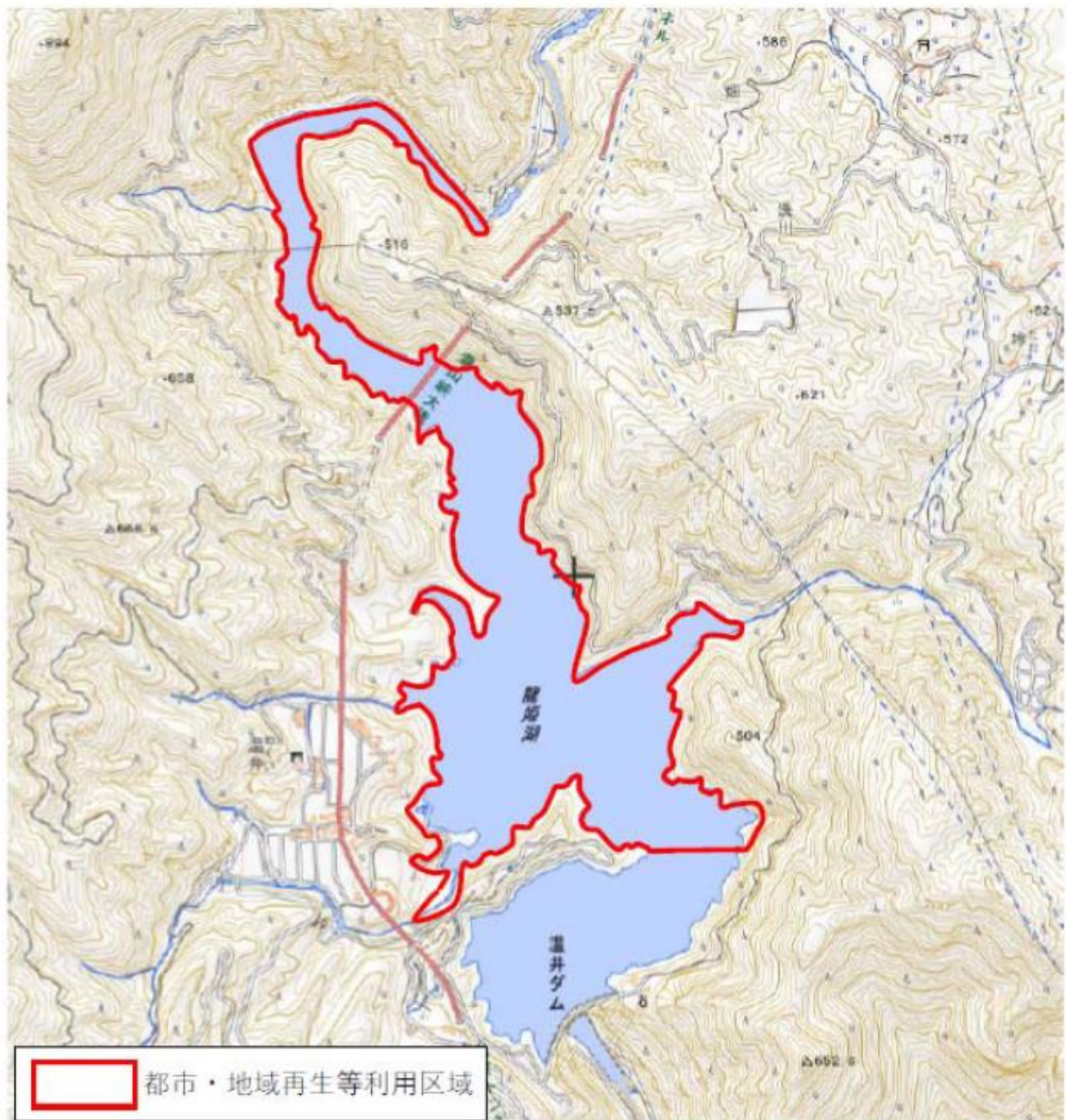
- ・ 龍姫湖まつり併催イベント

10月19日（日）

※龍姫湖利用協議会は必要に応じて開催する。

【参考】都市・地域再生等利用区域

太田川水系滝山川龍姫湖周辺で下図に示す区域



1. 利用形態

ダム湖周辺の利用形態は、各団体の応募申請書に基づき、原則として次の通りとする。

- 1) 湖面利用は動力を使用しない船舶（カヌー、SUP、手こぎボート等。以下「人力船」という。）のみ可能とする。
- 2) 動力を使用する船舶（エンジン又は電力モーター付ボート等。以下「動力船」とする。）を使用する場合は、申請書類に事業内容が明確で、下記記載の遵守事項の通りとする。
- 3) 湖面利用の日時やエリアは湖面周辺利用団体間で調整するものとし、利用予定や予約状況等は、利用団体及び関係機関が情報を共有し、把握できるようにする。
- 4) その他、温井ダム管理所、安芸太田町と協議し可能と判断したもの。

2. 利用期間

期間：令和 7 年 4 月 1 日（火）～令和 8 年 3 月 31 日（火）

時間：8 時～17 時（準備片付け含む）

※事前に温井ダム管理所、安芸太田町へ情報提供を行い、承認された場合に限り、時間外の利用を可能とする。

3. 利用区域及び進入路

航空写真により定めている（別紙にて示す）。

なお、湖の水位は常時満水位（標高 360.0m）以下にある時は利用可能とする。

4. 動力を使用する船舶利用の際の遵守事項

動力船による湖面利用にあたっては、以下の項目を遵守することとする。

- 1) 動力船は、承認した機体のみ湖面への進入を認める。
- 2) 水上（栈橋着岸時を除く）での給油等水質に悪影響を与える可能性のある行為を禁止する。なお、事故処理に関わる費用については河川法第 67 条により、原因者負担とする。
- 3) ガソリンほか石油等の漏洩、流出については、湖面周辺利用団体において迅速に拡散防止及び回収をすべくオイルフェンス及びオイルマット等の備蓄、確保を行う。
- 4) 運行速度は 12 ノット（22 km/h）以下とする（但し、救命活動等の緊急の場合を除く）。
- 5) 動力船利用者は湖面利用中において人力船及びその利用者と不意の接近が生じた場合は人力船を優先し、接触を回避する。
- 6) 船舶操縦等の安全性を確保するため、船舶免許を必要とする船舶の利用者は、2 級以上の小型船舶操縦免許を所持し、免許証（写）を提出している者に限る。利用の際は、船舶検査証書（写）、船舶検査手帳（写）（機関の諸元が確認できるページのみ）を提出する。
- 7) 新しい動力船を湖面で使用する場合は、温井ダム管理所、安芸太田町と協議し、承認された場合に限り、使用可能とする。
- 8) 動力船利用者は人力船の迷惑とならないよう減速の上ダム湖中央部を利用する。
- 9) 周辺人家に配慮し、不必要なエンジンの空ふかし等の騒音を発する行為は行わない。
- 10) 騒音が大きくなるエンジン・マフラー等のむやみな改造は行わない。

5. 湖面周辺利用の禁止

洪水時、渇水時を含め、下記の場合は湖面周辺の利用を禁止する。ただし、飲食及び物販は1)、2)を除く。

気象情報等には十分注意するとともに、利用中でも温井ダム管理所職員、安芸太田町職員、委託の巡視員の指示には迅速に対応する。

- 1) 貯水位が6/11～10/25にE L 351.0m、その他の期間でE L 360.0mより高い場合
- 2) 貯水位が340.0m以下の場合
- 3) 「広島県北部」または「芸北」に暴風、暴風雪、大雨・洪水、大雪注意報・警報が発令された場合
- 4) 温井ダム管理所が風水害に関する体制を発令し、洪水吐きゲートから放流を行う場合、見込みがある場合
- 5) 温井ダム管理所が風水害以外の事象で体制発令中であり、龍姫湖の利用を制限する必要がある場合
- 6) その他、安芸太田町又は温井ダム管理所が状況により利用禁止と判断した場合

6. 安全管理等

湖面周辺利用に関して発生した全ての事故、機材損傷等については、利用者の自己責任とする。

また、湖面周辺利用団体は次の事項を遵守するとともに、利用者へも指導しなければならない。

- 1) 携帯電話等により、緊急時の連絡が可能な体制をとらなければならない。
- 2) 湖面利用者は、必ず適切な浮力体（ライフジャケット等）を着用する。
- 3) インストラクターは救急法等の講習や訓練を受講し、緊急時に対応できるようにしておく。
(受講証明のコピーの提出等)
- 4) 水難事故や使用区域内の交通事故等が発生しないよう湖面利用者に注意喚起するとともに、安全指示を適時的確に行う。
- 5) 緊急時の連絡体制を確認し、緊急事態が発生した場合、速やかに関係機関へ連絡する。
- 6) 指定された場所以外への進入の禁止、乗船、下船は行わない。
- 7) 酒類の販売は、禁止とする。
- 8) 販売する加工食品は、食品衛生法、計量法等に違反しないよう注意し、小分けしたもの等も含む全ての販売物について、定められた食品表示（名称、産地、製造加工所住所、製造加工者名、連絡先、賞味期限、添加物の表示）を必ず明記する。
- 9) 緊急時に限り、温井ダム管理所の許可を得た上でダム所有の作業台船へ一時係留を可能とする。
- 10) 人力船等の備品は当日中に艇庫に片づける。ただし、イベント期間中や繁忙期等の理由により湖面周辺への残置を希望する場合は、温井ダム管理所及び安芸太田町に事前連絡し承認を得た場合は、飛散等に対する養生を施した上で残置を可能とする。
- 11) 気象、ダム貯水池の状況、場合によっては安芸太田町や温井ダム管理所からの指摘に応じながら、資機材の維持管理の徹底を図る。また、指摘があった場合には、係留物等の撤去対応を速やかに行う。
- 12) その他、各団体が示した安全管理、維持管理ルールを遵守する。

7. 設備・店舗について

- 1) 事業に必要な全ての費用等は、湖面周辺利用団体の負担とする。
- 2) 法令に定める申請、届出、必要な資格者の配置は、湖面周辺利用団体の責任と負担で実施する。
- 3) 飲食事業を実施する場合、所管保健所に必要な営業許可（臨時営業許可、露店営業許可等）や食中毒対策に関する保険等を申請・取得し、営業許可書の写しを安芸太田町に提出する。
- 4) 飲食事業を実施する場合は、湖面周辺利用団体の責務で出店スペースにゴミ箱を設置し、購入者に対しても

ゴミ箱への廃棄を依頼する。

- 5) エリア内に、電気設備、排水設備、水道設備はない。発電機等が必要な場合は、湖面周辺利用団体で用意する。
- 6) イベント等の出店及び体験者への飲食（例：体験後のコーヒー等）の提供に限り火器の使用を許可する。なお、火器を使用する場合は、消火対策を講じたうえで使用すること。（例：消火器の設置等）ただし、直火は禁止とする。

8. 事故等の連絡

龍姫湖及びその周辺において各種事故が発生または発見した場合、緊急対応連絡網に基づき速やかに関係機関へ連絡する。

緊急の場合は、警察もしくは消防へ直接連絡する。

9. 事故等（不慮・過失・天災による事故等）の責任

- 1) 事業運営にあつては、使用者及び第三者等に損害を与えた場合の賠償責任の履行に備え、損害保険、賠償責任保険等の保険に加入し、加入保険証書の写しを安芸太田町に提出する。
- 2) ダム湖及び周辺の利用で発生した事故及び利用時のトラブル等については、原則、利用者の自己責任において処理、解決するものとし、法律、条例等に準拠し処理することとする。自然災害等による被災についても同様である。

10. 禁止行為及び留意事項

湖面周辺利用団体は次の事項を遵守するとともに、利用者へも指導しなければならない。

1) 動植物の捕獲の禁止

龍姫湖周辺では多くの動植物が生息しており、重要種の生息も確認されており、龍姫湖での魚つりは禁止する他、無断で動植物を捕獲することを禁止する。

2) 外来魚の放流等の禁止

龍姫湖に外来魚（オオクチバス、コクチバス、ブルーギル等）ならびにその卵の持ち込み及び放流をしてはならない。

3) ゴミの持ち帰り

湖面及び周辺での利用者は、その利用に起因するゴミ等は、持ち帰らなければならない。また、利用者に起因しないゴミ等についても持ち帰るように努める。

もし、ゴミ等を不法投棄する者を見かけた場合には、警察やダム管理者への通報に協力する。

4) トイレの取り扱い

防災用等の簡易トイレの持ち込みは可能とするが、必ず持ち帰ることを持込の条件とする。万が一、利用区域内に残骸が見つかった場合は、その後の簡易トイレの持込を禁止する。

5) 迷惑行為の禁止

湖面及び周辺での利用者は、龍姫湖周辺における居住環境や龍姫湖を取り巻く豊かな自然環境の保全に配慮し、下記のような迷惑行為を禁止する。

①龍姫湖からの直接の取水

②機器類の洗浄、濁水の流出、油漏れ等による土地や湖の汚染

③無断な樹木の伐採、土砂採取行為（運用上支障がある場合を除く）

④無断な土地の形状変更（掘削、盛土）や工作物の設置は行わない。

⑤施設の落書きや故意なる破損、無断な張り紙や看板設置

⑥7. 6) に基づき許可された場合、及び一時的に管理者が許可する場合を除く火気の使用

⑦喫煙、飲酒及び飲酒者の立ち入り

⑧ペット（餌、糞も含め）の放置

⑨地域の行事や水源地域活性化の取組で、ダム管理者が許可する場合を除く営利を目的とした出店

6) 各備品等の管理について

湖面周辺利用団体で用意した備品等は、各団体の責任において管理する。また、破損・紛失等の事故が発生した場合に温井ダム管理所や安芸太田町等は一切責任を負わない。

11. その他

- ・湖面周辺利用団体は、必要に応じて適宜、安芸太田町、温井ダム管理所に情報共有を行う。
- ・安芸太田町気象情報・・・「安芸太田町防災情報メール」に登録し、気象情報を確認する。
- ・温井ダム貯水位・・・中国地方整備局 ダム防災情報システムより確認する。
- ・湖面利用実施日時・・・関係機関が情報を共有できるよう、アプリ等を利用し、登録、確認する。
※アプリ等は湖面周辺利用団体が確定次第、協議、調整することとする。

【情報発信媒体整備事業】

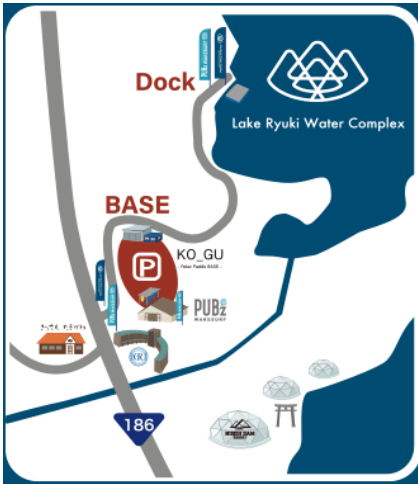
●事業内容

- ホームページの更新
- リーフレット、PVの更新

○ホームページの更新



▲アクティビティの紹介



▲マップの修正



▲R6年度に整備した受付拠点のロゴによる周知



Plan 01 はじめてのSUP体験（初心者向け）

親子や友達同士など、初めての方でも安心して参加できるプログラム。
使用するボードは幅が広くて浮力の高いボードのため、安心して参加できます。

SIJ（日本SUP）公認インストラクターが、丁寧かつ親切にあなたのSUP LIFEをサポートします。

所要時間	90分
対象	6歳以上
料金	6,000円/名（税込）

[ご予約はこちら](#)

▲初心者向けプランの新設



Plan 01 レイクルーzing（60分）

安定感のある2人乗り艇を使用します。
緩やかな湖面なので、初めての方も体力に自信がない方も楽しめます。
インストラクターが同行し、しっかりサポート！
記念撮影もいたします。

所要時間	90分
対象	5歳以上 ・4歳以下のお子様については、ご配慮ください ・小学2年生以下のお子様を含む場合、大人の方の同意が必要 ・お子様がいらっしゃる場合は、予約時に年齢の申し出が必要
料金	6,000円/名（税込）

[ご予約はこちら](#)



Plan 02 レイクルーzing（120分）

ご家族やカップル、グループにも最適な、安定感のある2人乗り艇を使用。
湖山火船を下から眺めたり、最上流部では探検気分も味わえます。
インストラクターが同行し、しっかりサポート！ 記念撮影もいたします。

所要時間	150分
対象	5歳以上 ・4歳以下のお子様については、ご配慮ください ・小学2年生以下のお子様を含む場合、大人の方の同意が必要 ・お子様がいらっしゃる場合は、予約時に年齢の申し出が必要
料金	8,000円/名（税込）

[ご予約はこちら](#)

▲カヤックのメニュー更新等

〇リーフレットの更新

表面



中面



▲内容の更新・修正

〇OPVの更新



▲撮影した動画を追加して再編集

【受入環境整備事業】

- 事業内容: 受付センターの設置
仮設トイレ、AEDの購入



▲外観



給湯器

浄化槽(埋設)

▲浄化槽



▲センター内



▲トイレ



▲シャワー室



▲仮設トイレ



▲AED

【企画運営事業】

●事業内容:イベントの開催、イベント用備品の購入



▲表彰台の購入



▲購入したフラッグ用ポール・スパイク及び使用している様子

▲イベントチラシの制作



▲購入したポリタンクを使用している様子

○イベントの様子



▲イベント本部



▲ウェイクサーフィン大会



▲SUP体験



▲カヤック&カヌー体験



▲ウェイクサーフィンデモ



▲YOGA体験



▲ボート試乗



▲出店ブース



▲DOCエリア



▲ウェイクサーフィン大会の様子①



▲ウェイクサーフィン大会の様子②



▲ウェイクサーフィン大会の様子③



お知らせ

記者発表資料
配付日

令和 7 年 3 月 1 9 日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、広島県政記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

大迫力の放流を間近で体感！

～大人気！ 中位標高放流設備からの放流～

温井ダムでは、洪水から流域の皆さんの暮らしを守るために、梅雨時期までにダムの管理水位をあらかじめ下げおき、その空き容量を利用して洪水調節を行っています。

令和7年度も下流広場を開放して、中位標高放流設備からの放流を行います。

〔放流設備〕 中位標高放流設備

〔放流日〕 令和7年4月14日（月）

令和7年4月18日（金）～4月20日（日）

令和7年4月25日（金）～4月27日（日）

令和7年5月9日（金）～5月11日（日）

〔放流時間〕 各日2回（11:00～11:15、14:00～14:15）

※4月14日（月）のみ14時（14:00～14:15）と

15時（15:00～15:15）の放流を行います。

- 放流計画の詳細は、別紙「2025年 温井ダム水位低下放流」のとおりです。
- 堤体エレベーターは混雑が予想されますので、余裕をもってご来場ください。
- 下流広場では水しぶきが舞い上がりますので、雨具の持参をお勧めします。
- 気象や河川、ダムの水量の状況により、急遽な放流の中止や放流スケジュールの変更をする場合があります。その場合は、HP・X(旧 Twitter)でお知らせします。

<問い合わせ先>

国土交通省 中国地方整備局 温井ダム管理所

TEL : 0826-22-1501（代表）

HP : <https://www.cgr.mlit.go.jp/nukui/index.htm>管理所长 ふじわら 藤原 ひろし 寛（内線201）【担当】専門官 まえかわ 前川 かずひろ 和広（内線330）

Xはこちら

大迫力の放流

2025年 温井ダム水位低下放流



国土交通省 温井ダム管理所

2025年 水位低下放流カレンダー

	日	月	火	水	木	金	土
4月			1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14 ①14:00 ②15:00	15	16	17	18 ①11:00 ②14:00	19 ①11:00 ②14:00
	20 ①11:00 ②14:00	21	22	23	24	25 ①11:00 ②14:00	26 ①11:00 ②14:00
	27 ①11:00 ②14:00	28	29	30	1	2	3
5月	4	5	6	7	8	9 ①11:00 ②14:00	10 ①11:00 ②14:00
	11 ①11:00 ②14:00	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31

- ・カレンダーの日付の下に書いてある時刻は、放流開始予定時刻です。
- ・1日に2回中位標高放流設備から放流を行います。
- ・1回の放流時間は、約15分間です。
- ・放流日は管理所側のしわい階段を開放します。

「しわい階段」とは...

温井ダム下流面の堤頂から底部に続く、管理用の階段(高低差が約100m)の愛称で、普段一般の方は立ち入ることができません。

「しわい」は「しんどい」「つらい」という意味の方言。

※ 駐車場、エレベーターが混雑することが予想されますので、余裕をもってお越し下さい。

※ 下流広場では水しぶきが舞い上がります。雨具のご持参をお勧めします。

※ 気象や河川・ダムの水量の状況等により、急遽放流の中止やスケジュールの変更をする場合があります。



※ 放流した水は、いったん副ダムに溜めるので、下流河川が急に増水することはありません。

左のカレンダーに示す放流スケジュールに変更がある場合は、[温井ダムホームページ](#) と [SNS X \(旧Twitter\)](#) でお知らせします。



温井ダムホームページ



X (旧Twitter)

<注意>

放流開始は11時と14時ですが、4/14(月)は14時と15時。

温井ダム水位低下放流の目的



国土を整え、全力で備える

国土交通省

中国地方整備局 温井ダム管理所

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau



洪水に備えるための放流です！

水位低下放流とは、梅雨前線、局地的大雨及び台風等による洪水の恐れが多い時期(洪水期)に備えて、あらかじめダムの水位を下げて洪水を貯めるための容量を確保することが目的の放流です。温井ダムでは、この放流によって、管理する水位の高さを約9m下げることによって、1000万m³ほど洪水を貯めるための容量を増やすことができ、全体で4100万m³を洪水調節のための容量として活用します。

温井ダム容量配分図

- 非洪水期 10/26~6/10 (常時満水位 EL. 360.0m)
- 洪水期 6/11~10/25 (洪水期制限水位 EL. 351.0m)

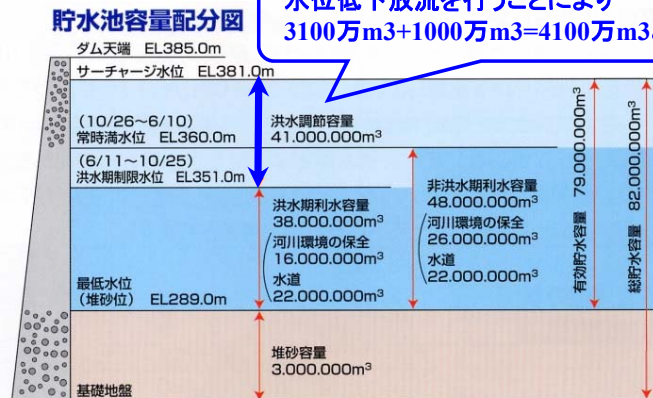


水位を低下する前のダム湖の水位

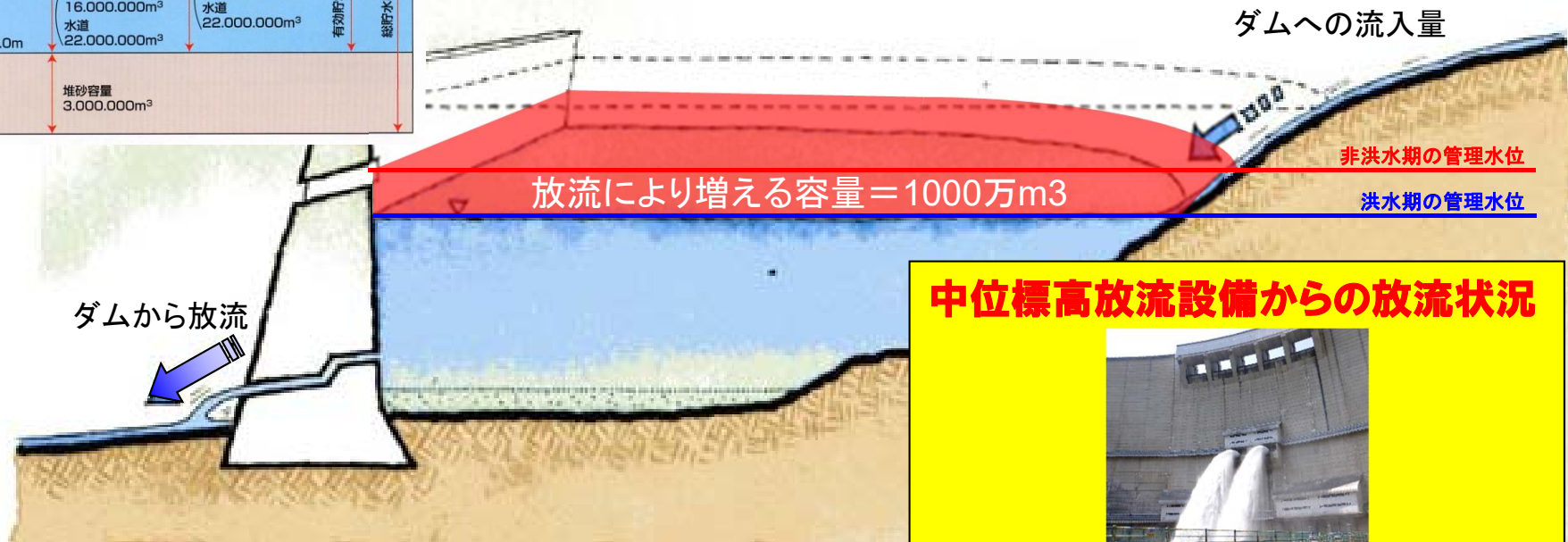


水位を低下した後のダム湖の水位

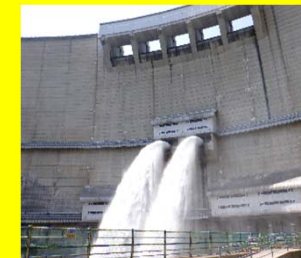
水位低下放流を行うことにより
3100万m³+1000万m³=4100万m³となります。



洪水に備えて洪水調節容量を確保するために管理水位を下げおきます。



中位標高放流設備からの放流状況



落差約60m！